

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

天皇・皇后両陛下におかれましては、今月2日から7日まで、御料牧場に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

次に、今月26日、那須塩原市の養豚農場におきまして、県内6例目となる豚熱の発生が確認されました。

県では、検査結果確定後、速やかに防疫措置に着手し、飼養豚の殺処分や埋却等の作業を進めているところであります。

引き続き、周辺農場等への警戒を行いながら、事案の終息に取り組むとともに、更なる発生防止対策に全力で取り組んで参ります。

次に、本県の友好交流先であるアメリカ合衆国インディアナ州から「エコノミックグローバルサミット2024」への招待を受け、今月21日から26日まで、同国を訪問いたしました。

期間中、サミット招待者が一堂に会するオープニングプログラムでの登壇スピーチをはじめ、州知事や州政府関係者との会談、インディアナ日米協会共催イベント等でのプレゼンテーション、さらには、州立パデュー大学訪問のほか、カリフォルニア州ロサンゼルス市にあります南加栃木県人会との意見交換会等を通じ、本県の魅力を広く発信して参りました。

今後とも、これまで深めてきたインディアナ州との友好関係を生かし、経済や教育等の分野における交流を促進するなど、両県州の更なる発展に資するよう努めて参ります。

次に、2025年日本国際博覧会、いわゆる大阪・関西万博につきまして、本県の出展が、来年6月27日から29日までの3日間の日程で内定いたしました。

庁内にプロジェクトチームを設置し、効果的な出展に向けて検討を行い、本県の豊かな自然や優れた歴史・文化等の魅力を発信して、認知度向上やインバウンドの拡大等につなげて参ります。

次に、喫緊の課題である少子化問題に対し、幅広い施策を総合的に推進していくため、先般、「栃木県こども未来推進本部」を設置いたしました。

「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」の進捗管理をはじめ、課題の把握・分析や施策の検討を行うなど、この本部を中心に、全庁を挙げて少子化対策に取り組んで参ります。

国が進めるこども・子育て施策に呼応しつつ、結婚支援の充実、子育て環境の整備、働き方改革の推進など、各種施策の成果をつなげることで相乗効果を発揮させ、少子化トレンドの反転を目指して参ります。

次に、「とちぎ未来創造プラン」に続く次期プランの策定についてであります。

人口減少・少子高齢化による労働力・地域の担い手不足や気候変動によるリスクの高まりなど、県政課題に的確に対応していくため、令和8年度を初年度とする次期プランの策定に着手いたします。

策定に当たりましては、これまでの取組成果や課題を十分に分析・検証し、県議会をはじめ、市町、有識者、さらには将来を担う若者等

から幅広く意見を伺いながら、検討を進めて参ります。

なお、「とちぎ創生15^{いちご}戦略（第2期）」の次期戦略と一本化を図ることとし、人口減少問題の克服に向け、全力で取り組んで参る考えであります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例2件、その他の議案8件の計11件であります。このほか報告2件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、那須雪崩事故に係る損害賠償に要する経費を計上するとともに、みかも自然の家に係るPFI事業費について、金利変動等に伴い増額することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、7,925万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、9,343億7,925万円となります。この財源といたしましては、繰越金を充てることといたしました。

第2号議案は、難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正等に伴い、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案から第6号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第7号議案は工事請負契約の締結について、第8号議案は工事請負契約の変更について、第9号議案は特定事業契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第10号議案は、県の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、議決を求めるものであります。

第11号議案は、地方自治法第179条の規定による専決処分事項について、承認を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県県営住宅の家賃使用料等に係る債権の放棄に関する報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。